



平成 28 年 5 月 27 日

各位

会社名 株式会社愛媛銀行  
代表者名 代表取締役頭取 本田 元広  
(コード番号：8541 東証第一部)  
問い合わせ先 企画広報部長 坪内 宗士  
電話 089-933-1111 (代)

#### 定款の一部変更について

当行は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を本年 6 月に開催予定の第 112 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議致しましたのでお知らせ致します。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 本日別途開示のとおり、当行は、本定時株主総会において単元株式数変更に係る議案を付議する予定です。かかる単元株式数変更は、当行株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するために行うものであり、これに伴い、単元株式数を 100 株に変更するものであります。
- (2) 本日別途開示のとおり、当行は、本定時株主総会において株式併合に係る議案を付議する予定です。かかる株式併合による当行株式の発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（5分の1）に応じて発行可能株式総数を 5 億株から 1 億株に変更するものであります。
- (3) コーポレートガバナンス強化の一環として、会社経営に対する取締役の責任を明確にするとともに、経営環境の変化に一層迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

平成 28 年 6 月 29 日（予定） 定款変更のための株主総会開催日

平成 28 年 6 月 29 日（予定） 定款変更の効力発生日

（ただし、変更案 6 条及び 8 条の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日（予定））

#### 4. その他

本日別途、「単元株式数の変更及び株式の併合について」を開示しております。

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後の定款案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>5億株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当銀行の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>1億株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当銀行の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>第6条(発行可能株式総数)および第8条(単元株式数)の変更は、平成28年10月1日をもって効力を発生するものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

以上